複製資料等の利用にあたって

1　複製資料目録の刊行

旧県史編さん室では，『広島県史』を編さんするにあたって，10数年にわたり県内外を問わず関係資料の所在調査や収集を行った。それら収集資料の多くはマイクロフィルム等による複製資料である。その総量は約170万コマ（一部新規収集分を含む）に及んでいる。しかしこれらの資料はもともと県史の編さんに利用するために収集したものであるから，一般の利用に供することは，ある意味では目的外使用といえる。そこでこの度県立文書館では，これらの複製資料を幅広く利用していただくために，原本所蔵者の方々の承諾を得て一般の利用に供することとし，本目録を刊行することとしたものである。

今回の目録に収録したものは，再整理を終えたもののうち原本所蔵者から利用について承諾を得られたものである。

2　複製資料の問題点と特色

複製資料はいくつかの問題点と特色をもっており，一般の利用に供するにあたってこれらを明らかにしておく必要がある。文書館学的な視点から見れば次の三つの問題点を含んでいる。

第一は，県史編さんという目的で資料を収集したため，自ずから標本的な資料の採集に重点が置かれがちであり，多くの場合，個々の資料群がそれぞれ本来持っていたはずの体系性が失われていることである。

第二は，資料の収集にあたって，古代・中世，近世，近代・現代の三つの部会に分かれ，それぞれの部会毎に必要とする資料を収集したため，他の部会に関する重要な資料が見過ごされた可能性があることである。

第三は，資料収集が文字情報の入手に重点を置いたため，資料形態の記録が手薄になり，複製資料の質も必ずしも一定していないことである。

これらの問題点は，資料収集の目的が県史編さんにあったことを考えれば，やむをえないものであるが，利用にあたっては，前述の問題点をふまえることが必要である。

一方，これらの資料は広島県の歴史を物語る代表的かつ網羅的なものであり，歴史研究に多大な便宜を与えるものである。また最近，歴史資料の重要性が見直されているものの，時代の変遷と共に資料の散逸化が進んでいるのが現状である。これは本館の複製資料の原本も例外ではなく，今後これらの複製資料が現在に残された唯一の歴史資料ということにもなりかねない。このような意味においてもこの複製資料の持つ意義は大きく，またこれが特色ともいえる。

3　文書資料の性格について

歴史的見地からして国民的な資料（財産）と呼びうるような文書でも，個人の所蔵とし

て伝来し，個人によって所蔵されている場合が多い。今日これらが学術研究等の資料として利用できるのは，いうまでもなく所蔵者の理解と好意によるものである。しかしこのことはとりもなおさず過去の長い時間を通して培われてきた所蔵者・関係者（文書館）・利用者による信頼関係が根底に存在していることの事実の現れでもある。資料を利用するにあたってこの事実は忘れてはならない。

文書資料は人間の種々の社会的・歴史的な活動の中で生み出され利用されてきた生の情報である。これらは図書のように不特定多数の人に読まれることを前提として作られたものではない。それだけに，文書資料の中には人に知られたくない個人の秘密が書かれていることもある。また知られることが大きな苦痛となるような情報もある。つまり，利用の仕方によっては他人の人権やプライバシーを侵すかもしれないという性格を持っているということである。従って，資料の利用にあたっては十分資料の性格を自覚し，人権・プライバシーの尊重に心がけなければならない。

4　目録や資料を利用する方々へ

前述から，文書資料の利用にあたって様々な問題が認められるが，とりわけ重要なのが，人権・プライバシーの問題であり，中でも現在その解決が「国民的課題」とされている同和問題をはじめとする様々な差別問題である。この際これらの諸問題を現状に則して正しく認識することがまず何より基本であり，資料を利用する上での前提である。

資料の多くは，近世から近代を中心に差別の厳しかった時代に作られたものであり，目録に収載した中にもこれらの差別に関するものが含まれている。また表題の中にも差別を直接に示す言葉が使われているものもある。もとより，差別を認めるものではないが，これらの言葉を，現在それがあからさまな蔑称語として使われることがある（すなわち差別語である）という理由で，一律に削除したり，さらには資料そのものを目録から除外することはしていない。今日，依然として存在する差別・人権問題から目をそらすことにつながるおそれがあるからである。

しかし，資料の利用は常に「両刃の剣」である。差別を助長しかねない資料については，この目録に収載するにあたって一部配慮を加えた。また直接表題等には現われなくとも，資料の中身に同様に安易な利用を許さないものがある。従ってこの目録に収載した資料は必ずしも無条件で閲覧利用できるものでばかりではないということを承知いただきたい。

利用者の皆さんにお願いしたい。

これらの資料を利用し，研究することが，現在の社会の中でどのような意義を持つのか，また研究はどうあるべきなのかを，真摯に考えていただきたい。資料の利用によって起こりうる人権の侵害とはどういうものなのか，資料の利用がどのような社会的役割を果たすのかを，日々の実践を通して考えていく必要がある。